

公取近畿だより

第157号(令和7年8月号)



トピックス

- 1 近畿中国四国事務所長の着任の御挨拶
- 2 令和6年度における近畿地区の運用状況等を公表しました。
- 3 どっきんの「教えて！担当官！！」
- 4 近畿中国四国事務所からのお知らせ(研修会等の御案内)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 近畿中国四国事務所長の着任の御挨拶

近畿中国四国事務所長の南です。突然ですが、独占禁止法は好きですか？村上春樹さんの『ダンス・ダンス・ダンス』という今から37年ほど前の作品に、好きでも嫌いでもなく興味がないものの例として、独占禁止法が挙げられていました。当時は、独占禁止法や公正取引委員会の知名度はそれほど高くなかったようです。最近は、独占禁止法違反行為の積極的な摘発、下請法の厳正な執行、同法の改正（※来年からは、「中小受託取引適正化法」です。）、フリーランス・事業者間取引の適正化の取組などにより、おかげさまでかなり知名度は上がってきているように思います。それでも、我々の活動を広く国民の皆様に御理解いただくためには、積極的な広報活動が必要であります。近畿中国四国事務所ならではの情報発信に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

令和7年8月 近畿中国四国事務所長 南 雅晴

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所 総務課
TEL 06-6941-2173 FAX 06-6943-7214
kinki_kouhou2173@jftc.go.jp

2 令和6年度における近畿地区の運用状況等を公表しました。

公正取引委員会は、令和7年6月23日、令和6年度における近畿地区の独占禁止法、下請法及び景品表示法の運用状況等を公表しました。そのポイントについて、お伝えします。

独占禁止法	再販売価格の拘束事案への積極的な対応 【警告事件】 ・日清食品株式会社（本社：大阪市） 【注意事件】 ・玩具の製造販売業者、化粧品等の卸売業者
下請法	3件の勧告 ・大阪シーリング印刷株式会社（本社：大阪市） →不当なやり直しによる費用の総額 984 万円 ・S A N E I 株式会社（本社：大阪市） →減額の総額約 470 万円、金型無償保管の型数 692 型 ・フクシマガリレイ株式会社（本社：大阪市） →減額及び利益提供要請の総額約 4054 万円
景品表示法	2件の措置命令 ・株式会社ジェイコムウエスト（本社：大阪市） →家庭用の都市ガスのガス料金表示に係る有利誤認 ・株式会社ユニットコム（本社：大阪市） →パソコンの販売におけるキャンペーンの期間限定表示に係る有利誤認

【報道発表の様子】





【どっきん】

独占禁止法違反事件の処理について、令和6年度のポイントを教えて！

【担当官】

物価が高騰する中で、日清食品㈱による即席麺の再販売価格の拘束の疑いについて**警告**を行うなど消費者が日常的に使用する消費財の再販売価格の拘束事案に対して積極的に対処したことが挙げられます。

【どっきん】

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するための価格転嫁対策について、どのように取り組んでいくの？

【担当官】

コスト上昇局面における価格転嫁の問題に対しては、独占禁止法の優越的地位の濫用や下請法の買いたたき、減額などに該当する事案について、**積極的な執行**を進めています。また、「適切な価格転嫁」を新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させるよう、関係省庁と連携して取組を進めています。

【御参考】

運用状況等の詳細は、次の URL を御覧ください。

(令和7年6月23日)令和6年度における近畿地区の**独占禁止法**の運用状況等について

www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250623_kinki_dokkin_unyo.html

(令和7年6月23日)令和6年度における近畿地区の**下請法**の運用状況等について

www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250623_kinki_shitauke_unyo.html

(令和7年6月23日)令和6年度における近畿地区の**景品表示法**の運用状況等

www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250623_kinki_keihyou_unyo.html

4 近畿中国四国事務所からのお知らせ(研修会等の御案内)

＼中小企業団体向け☆取引改善のススメ／

出張！トリテキ会議

＜取引適正化推進＞

🔔『労務費転嫁指針』を策定しました！

狙いは、賃上げ原資を確保するための『労務費の価格転嫁』でございます



取引改善に役立つ
最新情報をお届けします！



🔔『トリテキ(取適)法』で手形払が禁止されます！

中小受託事業者の利益保護のため、対象取引において、手形による支払が禁止されます

物価高だし、従業員の給料を上げてあげたい、だけど元手が...

値上げをお願いしてみたけれど、価格協議に応じてくれない...

資金繰りが大変なんだけどな

公正取引委員会では、今後も中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」を全国津々浦々で開催してまいります

～お気軽にお問い合わせください～



公正取引委員会

近畿中国四国事務所 下請課

☎ 06 (6941) 2176 (直通)

官製談合防止法に係る研修会の開催について

発注担当者等による官製談合防止法（入札談合関与行為等防止法）の違反例が後を絶たないところ、公正取引委員会は、同法に関する理解を深めていただくため、官公庁、独立行政法人等向けに、研修会への講師派遣等を行っております。

研修会等の開催を検討されている官公庁等様におかれましては、お気軽に御連絡ください（オンライン開催もご相談ください）。よろしければ、貴組織内の職員向け研修の企画部門や、御関連がある地方公共団体、傘下の出資法人等にも御案内いただければ幸いです。

【お問い合わせ先】 経済取引指導官 電話：06－6941－2174

以上